

多良間村助成制度一覧

多良間村で利用できる助成制度の“概要”を案内しております。詳細については、住民福祉課各係にお問い合わせ願います。

■ 乳幼児医療費助成制度 (住民福祉課母子・児童係, TEL:79-2623)	
内容	健康保険に加入している乳幼児の保護者に、保険診療による自己負担分(一部控除有り)を助成します。
対象	通院: 4歳未満 入院: 就学前まで
申請に必要な書類等	乳幼児医療助成金支給申請書(窓口にあります)、受給資格者証、印鑑、領収書(受診者名、診療年月日、保険対象総得点、自己負担額、発行日、発行者名及び発行者の印が記載されている事)
備考	住民福祉課(母子・児童係)にて申請を行って下さい。 領収書の有効期限は受診日の翌月1日から1年間です。 受給資格者証の交付手続きに必要な物(健康保険証又は資格認定証明書、印鑑、保護者の預金通帳、転入者は所得証明書、源泉徴収票)
■ 重度心身障害者(児)医療費助成制度 (住民福祉課障害福祉係, TEL:79-2623)	
内容	重度の障害のある方が、病気やケガで治療を受けた際に、医療費の自己負担分を助成します。医療費の助成を受けたい方は、申請を行い、「重度心身障害者(児)医療費受給者証」の交付を受けて下さい。
対象	身体障がい者: 身体障害者福祉手帳の等級が1級または2級の者 知的障がい者: 療育手帳がA1またはA2の者
申請に必要な書類等	身体障害者手帳または療育手帳の写し、印鑑、本人名義の通帳の写し、健康保険証、医療機関が発行した領収書(領収書の発行日から13ヶ月以内のものに限る)
備考	医療費の助成については、償還払いとなっています。 住民福祉課(障害福祉係)にて申請を行って下さい。
■ 母子及び父子家庭等医療費助成制度 (住民福祉課母子・児童係, TEL:79-2623)	
内容	母子及び父子家庭等で認定された世帯に医療費等の一部を援助します。
対象	母子及び父子家庭等で認定された方。
申請に必要な書類等	医療保険各法による被保険者もしくは組合員又は被扶養者の証明、戸籍謄本又は抄本、住民票謄本、所得証明書、各種証書等(児童扶養手当証書、公的年金等の証書、身体障害者手帳、療育手帳)の写し
備考	受給者証の有効期間は1年間なので、昨年認定された世帯も申請が必要です。